

提案書

平成19年9月7日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

郵便番号 105-0001
住所 東京都港区虎ノ門4-1-28
虎ノ門タワーズオフィス
名称 株式会社ソニー・放送メディア
代表者 代表取締役社長 宗方 謙
電話番号
電子メール
(担当者)

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

1 制度分野

・免許のありかた

これまでの放送制度・免許を概観すると、●地上波放送における伝送設備（ハード）／番組（ソフト）一体型の免許制度、●CS放送における衛星（ハード）／番組（ソフト）分離型の免許制度、●CATVのように、伝送設備を保有し番組は各事業者から調達して放送するもの、に分けられると考える。またモバイル分野においては、通信各社が伝送網及び課金機能等を構築し、サービス事業者に提供している。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」は、携帯端末を対象としており、個人向けのより多様なサービスが求められると考える。サービスの多様性を確保するには、コンテンツ・サービス事業者が参入しやすい制度が必要であり、そのためには、1社ごと伝送設備や課金等のシステムを保有するのではなく、ハード・ソフト分離型が望ましいと考える。

伝送設備及び課金等を行うプラットフォーム（ハード）の機能については、このサービス専用の端末は想定されないため、端末の販促活動は必要ないと思われる。コンテンツをパッケージして提供する機能も、個人視聴であるため家庭向けのサービスほど重要とならないと想定される。よって、プラットフォームの機能は、コンテンツの伝送機能、課金機能などに絞られ、料率についても原価を基本としながら決定する方向が望ましいと考える。プラットフォーム機能については、その機能が特定の者に集中

しすぎると、権利の濫用等が生じる可能性もありうる。健全な競争によるサービスの発展を促進するため、ガイドライン等の策定あるいは健全な競合状態を構築する必要があると考える。また、プラットフォーム事業者がソフト事業（コンテンツ、サービス事業者）を兼営することは同様の観点から認めない方向が望ましいと考える。

ソフト面（コンテンツ、サービス事業者）においては、利用者に満足していただき、モバイル向けマルチメディア放送全体が発展するためにも、付加価値の高いサービス・コンテンツを継続的に提供していくことが求められる。そのためには、事業者の条件としては、継続的な事業展開を担保できる財政的基盤及びサービスの根本であるコンテンツ調達あるいは制作能力の有無が重要と考える。

また、コンテンツ・サービス事業者が新しい付加価値の高いサービスを提供していく上で、与えられた周波数帯を柔軟に活用できることが重要と考える。この点から、TV放送、音声放送など用途を限定することなく、与えられた周波数帯を自由に利用できる帯域免許の考え方も重要と考える。

2 技術分野

採用する方式については、それぞれの方式によって提供可能なサービス内容が著しく異なるものであれば、複数方式をとり各々の特長を活かしたサービスとして提供すべきと考える。方式の違いによって提供サービスに大きな違いが無い場合は、ユーザーの利便性及び伝送設備・各種システムのスケールメリットの発揮、開発コスト軽減による端末価格の上昇抑制などの観点から1方式にすることが望ましいと考える。また、2011年時点で伝送設備、端末開発両面において、商用サービスとして確実に実現可能な技術であることが望ましいと考える。

3 ビジネスモデル分野

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」におけるビジネス・サービスの基本的方向性としては、既存サービスの延長ではなく、従来にない全く新しいサービスの提供が促進されることを希望する。現状の通信サービス／放送サービスが単にモバイル機器向けに提供されるのではなく、新たな付加価値が加わるサービス、あるいは全く新規のサービスを中心に提供されるべきと考える。

4 その他

特になし